



令和4年度の入札・契約制度の改定について

日本下水道事業団（JS）では、工事、設計調達の競争性、公平性、公正性等を確保するため、入札・契約制度を定めていますが、品質の確保、入札参加機会の拡大、受注意欲の促進等を図ることを目的として、入札・契約制度を改正します。令和4年度的主要改正点は次のとおりです。

1. 技術提案・交渉方式の導入について

工事の特性等により工事の仕様の確定が困難な場合に対応するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に規定される設計段階から施工者が関与する方式（ECI※方式）として「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」を試行することとしました。

※Early Contractor Involvement の略

2. 週休2日制適用工事について

週休2日制適用工事の推進に取り組むため、その対象を拡大するとともに、週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行ったと認められる場合は、工事成績の加点評価を行うこととしました。（令和4年4月1日以降完成する工事に適用）

3. 会社及び配置予定技術者等に求める工事实績要件の緩和について

- ①大規模調達契約工事（22.8億円以上）の終末処理場、ポンプ場の土木工事では、当該工事規模（処理量又は揚水量）に応じて規模に係る工事实績を求めていましたが、その上限値を低減（1/2程度）し緩和することとしました。
- ②電気設備の高圧自家発電設備工事では、配置予定技術者等に高圧自家発電設備工事の実績を求めていましたが、高圧以外の低圧自家発電設備工事の実績も認めることとしました。

4. 建設キャリアアップシステム（CCUS）の試行について

CCUSは、建設技能者の技能と経験に応じた処遇改善等に資する取組であり、担い手の確保・育成を加速させ、建設業全体の生産性向上にも寄与すると考えられることから、「CCUS活用推奨モデル工事」を試行することとしました。

5. 建設コンサルタント技術者の手持ち業務件数に係る金額の緩和について

建設コンサルタントの管理技術者及び担当技術者の「手持ち業務件数（契約金額500万円以上）」の金額を「手持ち業務件数（契約金額1,000万円以上）」に緩和することとしました。

6. 実施時期

3. 5. は、令和4年4月1日以降の公告から適用、2. 対象工事の拡大及び4. は令和4年10月1日より適用します。

<問い合わせ先>

事業統括部 事業課長 山本 哲雄、事業課 長尾 英明 TEL 03-6361-7830